
毛呂山町 生活排水処理基本計画書

2026（令和 8）年 3 月

毛 呂 山 町

目 次

1.計画策定の目的等.....	1
1-1.計画策定の経緯と目的.....	1
1-2.計画期間と目標年度.....	2
2.基礎調査.....	3
2-1.地理的・地形的特性.....	3
2-2.気候的特性.....	4
2-3.人口動態.....	5
2-4.産業動向.....	6
2-5.土地利用状況.....	7
2-6.将来計画等.....	9
2-7.水環境に関する状況.....	10
3.生活排水処理の現状と課題.....	12
3-1.生活排水の処理の流れ.....	12
3-2.生活排水処理の処理主体.....	12
3-3.処理形態別人口の推移.....	14
3-4.生活排水処理施設の整備状況.....	15
3-5.目標値等の達成状況.....	20
3-6.生活排水処理に関する課題.....	20
4.生活排水処理施設の整備方針等.....	21
4-1.生活排水処理に係る理念.....	21
4-2.生活排水処理施設整備の基本方針.....	21
4-3.目標値の設定.....	23
5.目標値達成へ向けた取り組み.....	27
【参考資料】.....	28

1.計画策定の目的等

1-1.計画策定の経緯と目的

「生活排水処理基本計画」とは、河川など公共用水域の水質保全を図るため、毛呂山町(以下、「町」という。)全域を対象として、生活排水処理施設(主として公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽)の整備を効率的かつ効果的に進めていくための基本方針を示すものである。

埼玉県は、平成 16(2004)年度の「埼玉県生活排水処理施設整備構想」(以下、「県構想」という。)の策定にあたり、各市町村の生活排水処理施設整備を踏まえた内容とするため、市町村に対して「生活排水処理基本計画」の作成を求めたことから、「毛呂山町生活排水処理基本計画(第 1 期)」を平成 17(2005)年 3 月に策定した。

以降、県構想の改訂・中間見直しに合わせて、平成 22(2010)年 3 月に「生活排水処理基本計画(第 2 期)」を改訂し、平成 27(2015)年 3 月及び令和 2(2020)年 3 月にそれぞれ中間見直しを行ってきた(図 1-1 参照)。

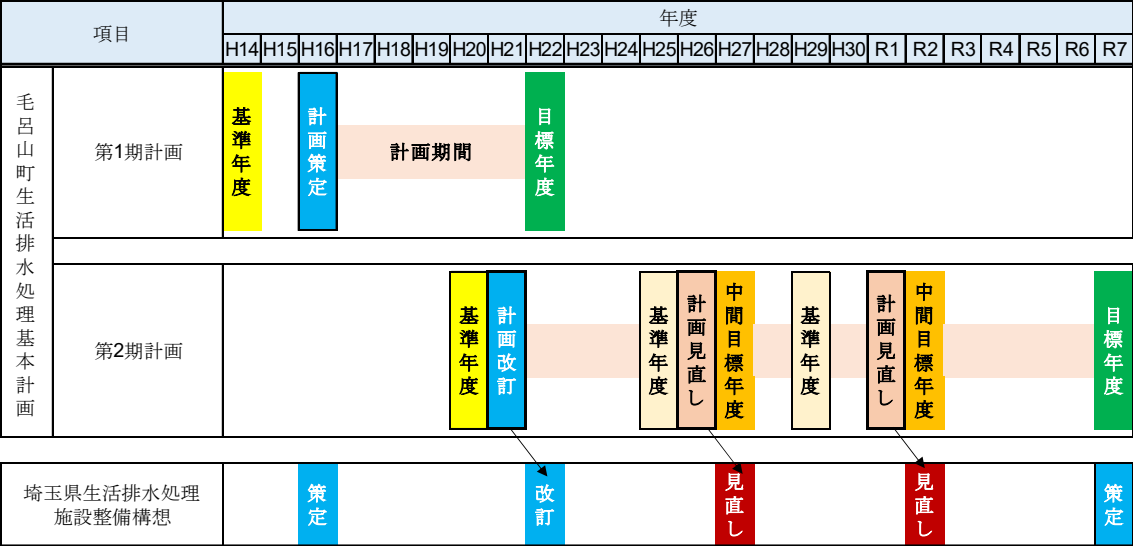


図 1-1 毛呂山町生活排水処理基本計画の策定・改訂の経緯

県は、令和 7(2025)年度に新たな県構想を策定するため、県内市町村に対して次の数値等を提出するよう求めた。

- ①生活排水処理率が 100%となる整備完了年度の設定
- ②整備完了年度における計画図と処理形態別人口
- ③新たな県構想の目標年度である令和 23(2041)年度及び中間目標年次である令和 13(2031)年度及び令和 18(2036)年度の処理形態別人口

一方、町では、現在の「毛呂山町生活排水処理基本計画業務基本計画書」(令和 2

(2020)年3月)が目標年度の令和7(2025)年度を迎えるため、新たな計画の策定が必要となっている。

そこで、生活排水処理に係る関係法令、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たりの指針について」(生活排水処理基本計画策定指針)(平成2(1990)年10月、厚生省)及び「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」(令和7(2025)年3月)を踏まえ、生活排水処理に係る関連計画と整合を図った新たな計画を策定することを目的とする。

1-2.計画期間と目標年度

本計画は、町が県へ報告する生活排水処理人口普及率の根拠資料となるものである。そこで、県へ報告する年次を踏まえ、令和23(2041)年度を目標年度とし、令和13(2031)年度及び令和18(2036)年度を中間目標年度として設定する。

計画期間は図1-2のとおり、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度の16年間である。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
基準 年度	計画 策定						中間 目標 年度					中間 目標 年度					目標 年度
← 計画期間 →																	

図 1-2 計画期間と目標年度

2-1.地理的・地形的特性

西部に広がる山地は標高約300～400mで、外秩父山地の東縁部にあたり、一部が県立黒山自然公園に指定されている。また、東の肥沃な関東平野へと接する八王子構造線にまたがり、大体において西は山地、中央部は低地である。山地から低地に移るところには一部丘陵が存在する。中央部及び東部一帯は、越辺川と高麗川の間に挟まれた標高60m前後の低地であり、表面は関東ローム層に覆われている。中央部は市街地が形成され、東部の低地は水田地帯となっている。

明治22年の町村制施行により、毛呂村、滝野入村(後に山根村に名称変更)、川角村の3村が成立し、昭和14年に毛呂村、山根村が合併して毛呂山町が誕生、昭和30年に旧毛呂山町と川角村が合併して毛呂山町となり、現在に至っている。

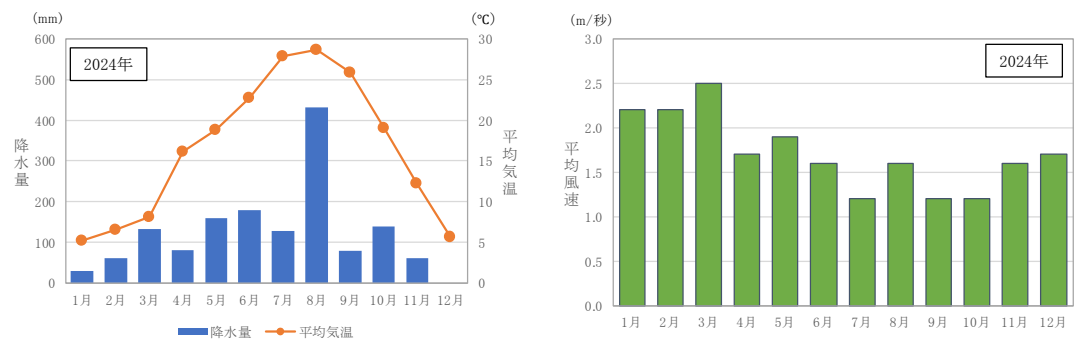
图 2-1 毛呂山町位置图

2-2.気候的特性

町は内陸性太平洋側気候に属し、令和2(2020)年から令和6(2024)年までの5年間で、平均気温は15.7℃、最高気温は39.7℃(令和5(2023)年)、最低気温は-9.2℃(令和5(2023)年)、年間の平均降水量は1,334.6mmである。

表 2-1 気象の推移

年	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)
令和2年	1,511.0	15.5	39.5	-5.9	1.7	27.2
令和3年	1,275.5	15.3	37.7	-6.7	1.7	24.2
令和4年	1,399.5	15.2	38.6	-5.4	1.6	21.2
令和5年	1,016.1	16.2	39.7	-9.2	1.5	11.0
令和6年	1,471.0	16.4	39.1	-4.9	1.7	28.6
1月	28.5	5.2	15.7	-4.9	2.2	24.2
2月	61.5	6.5	23.0	-2.7	2.2	26.1
3月	131.0	8.1	26.0	-2.6	2.5	24.0
4月	79.5	16.2	29.9	4.3	1.7	19.3
5月	158.0	18.8	31.5	5.0	1.9	16.0
6月	180.0	22.8	35.4	14.4	1.6	14.1
7月	126.5	27.9	39.1	21.6	1.2	28.6
8月	430.5	28.7	38.1	22.5	1.6	19.4
9月	78.0	25.9	36.3	16.3	1.2	14.7
10月	138.0	19.1	31.3	8.2	1.2	18.0
11月	59.5	12.3	23.5	1.2	1.6	15.2
12月	0.0	5.6	17.8	-3.1	1.7	17.0
5年間代表値	1,334.6	15.7	39.7	-9.2	1.6	28.6
区分	平均値	平均値	最高値	最低値	平均値	最大値



資料) 令和 7 年版 統計もろやま

図 2-2 令和 6(2024)年の気象状況

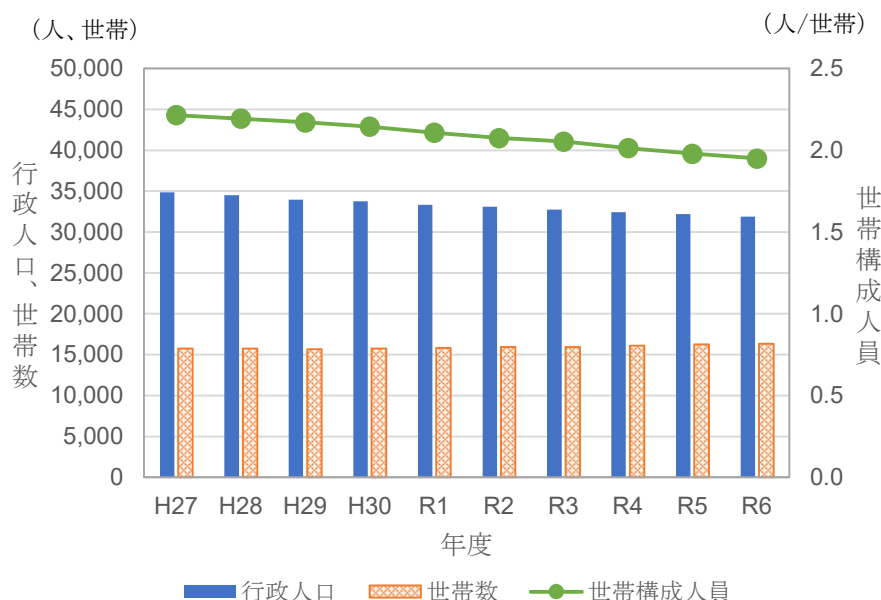
2-3.人口動態

行政人口、世帯数及び世帯構成人員の推移は表2-2及び図2-3に示すとおりであり、令和6(2024)年度末(令和7(2025)年4月1日現在を読み替え)の行政人口は31,865人、世帯数は16,351世帯、世帯構成人員(=人口÷世帯数)は1.95人/世帯となっている。

人口は一貫して減少傾向で推移している一方、世帯数は若干の増減はあるものの増加傾向で推移しているため、世帯構成人員は年々小さくなっている。

表 2-2 行政人口・世帯数・世帯構成人員の推移

年月	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯構成人員 (人/世帯)
平成28年4月1日	34,865	15,747	2.21
平成29年4月1日	34,495	15,737	2.19
平成30年4月1日	33,971	15,654	2.17
平成31年4月1日	33,765	15,756	2.14
令和2年4月1日	33,345	15,831	2.11
令和3年4月1日	33,079	15,952	2.07
令和4年4月1日	32,757	15,958	2.05
令和5年4月1日	32,426	16,112	2.01
令和6年4月1日	32,206	16,278	1.98
令和7年4月1日	31,865	16,351	1.95



資料) 令和7年版 統計もろやま

図 2-3 行政人口・世帯数・世帯構成人員の推移

2-4.産業動向

事業所数、従業者数の推移は表2-3に示すとおりであり、事業所数の総数は減少傾向にあり、従業者数の総数は増加傾向にある。

業種別に見ると、医療、福祉、教育、学習支援業、卸売業、小売業及び製造業の従業者数が多く、近年増加傾向にある。

表 2-3 事業所・従業者数の推移

(単位: 所、人)

産業分類	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	1,198	12,865	1,122	11,649	1,085	13,081
農林漁業	8	63	9	84	8	67
農業, 林業	8	63	9	84	8	67
漁業	-	-	-	-	-	-
非農林漁業(公務を除く)	1,190	12,802	1,113	11,565	1,069	12,702
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	124	560	116	515	121	492
製造業	111	1,272	103	1,302	88	1,419
電気・ガス・熱供給・水道業	4	54	1	24	4	38
情報通信業	5	17	4	14	6	10
運輸業, 郵便業	17	231	15	248	26	336
卸売業, 小売業	264	1,983	245	1,914	225	2,029
金融業, 保険業	13	151	13	161	12	143
不動産業, 物品賃貸業	59	189	52	131	44	130
学術研究, 専門・技術サービス業	29	112	28	78	29	79
宿泊業, 飲食サービス業	206	1,273	204	1,138	171	940
生活関連サービス業, 娯楽業	126	689	121	592	116	471
教育, 学習支援業	63	1,562	51	963	52	1,389
医療, 福祉	102	3,829	98	3,889	108	4,646
複合サービス事業	4	33	4	36	4	36
サービス業(他に分類されないもの)	56	562	58	560	63	544
公務(他に分類されるものを除く)	7	285			8	312

資料) 埼玉県統計年鑑

2-5.土地利用状況

1)地目別土地利用面積

土地利用状況は表 2-4 及び図 2-4 に示すとおりである。

令和 7 年を見ると、山林が 40%で最も多く、次いでその他与宅地が 15%、畑が 13%、雑種地が 12%と続いている。

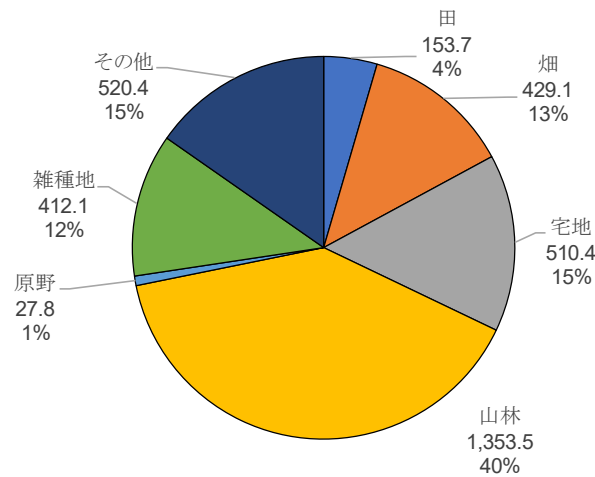
経年的な変化を見ると、宅地とその他が増加しており、畑と山林が大きく減少している。

表 2-4 地目別土地利用面積の推移

(単位:ha)

年	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成27年	3,407.0	154.5	449.2	484.3	1,381.0	27.1	412.6	498.3
令和2年	3,407.0	154.0	439.7	492.1	1,375.0	27.9	418.2	500.1
令和7年	3,407.0	153.7	429.1	510.4	1,353.5	27.8	412.1	520.4

※各年1月1日現在



資料) 令和 7 年版 統計もろやま

図 2-4 地目別土地利用面積(令和 7 年)

2)都市計画

用途地域の指定状況は表 2-5 に示すとおりであり、総面積の 89.3%と大半は用途区分が無指定地域であって市街化調整区域である。市街化区域については、市街化区域面積 363.4ha のうち 361.2ha と 99.4%を住居系の地域が占めている。

表 2-5 都市計画用途指定地域別面積

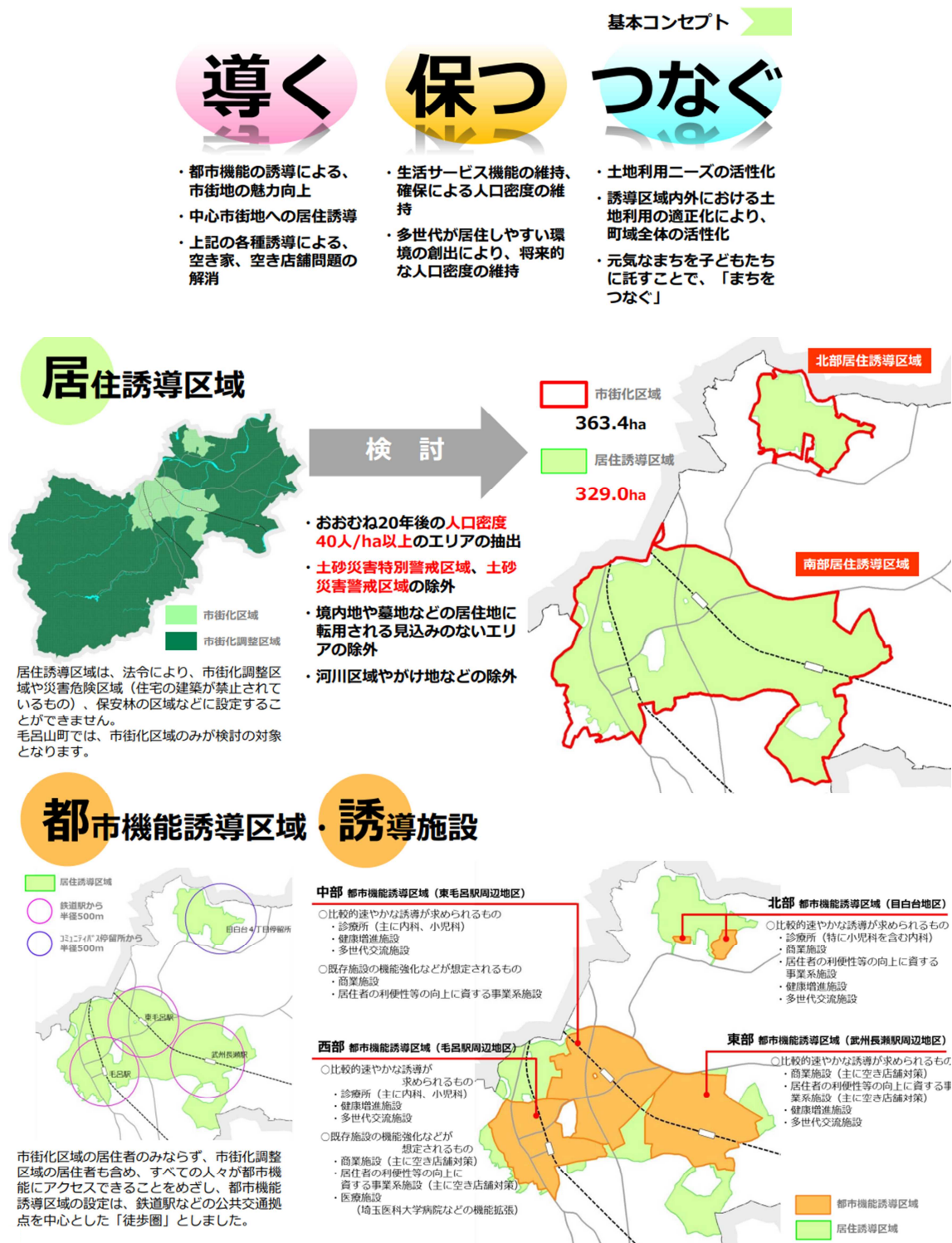
用途区分	面積(ha)	対市街化区域 構成比(%)	対総面積 構成比(%)
用途地域面積計	363.4	100.0	10.7
第1種低層住居専用地域	88.9	24.5	2.6
第2種低層住居専用地域	80.4	22.1	2.4
第1種中高層住居専用地域	152.0	41.8	4.5
第2種中高層住居専用地域	14.3	3.9	0.4
第1種住居地域	15.9	4.4	0.5
第2種住居地域	9.7	2.7	0.3
近隣商業地域	2.2	0.6	0.1
無指定地域	3,043.6	—	89.3
市街化区域	363.4	—	10.7
市街化調整区域	3,043.6	—	89.3
総面積	3,407.0	—	100.0

令和7年4月1日現在

資料) 令和 7 年版 統計もろやま

2-6.将来計画等

町では、全国的な少子高齢化に伴う人口減少トレンド、中心市街地における空き家・空き店舗問題の顕在化、人口減少を一因とする財政収支の悪化の懸念等の背景から、持続可能な都市経営の実現、中心市街地の魅力向上、多世代が居住しやすい環境の創出を目的として、「毛呂山町立地適正化計画」を策定している。



2-7.水環境に関する状況

町の北部を流れる越辺川(図2-7⑤、⑥)については、環境基本法第16条第2項の規定に基づき、生活環境の保全に係る水質環境基準の水域類型(A 類型)が指定されており、その他の河川は水域類型の指定は受けていないものの、同環境基準に準じて水質調査を実施している(年4回、13地点で水質検査(BOD や大腸菌など9項目)を実施)。

平成29(2017)年度～令和6(2024)年度までの水質検査結果(BOD)の経年変化は表2-6及び図2-8に示すとおりである。葛川の3か所の水質検査地点(⑦～⑨)及び宮前都市下水路(⑩)では、8年間のうち2～6回、BOD濃度の平均が2mg/Lを超過することがあるものの、その他の地点ではA 類型の基準(BOD濃度=2mg/L以下)を満足している。

なお、BOD以外の河川水質調査結果は【参考資料】に整理している。



図2-7 水質検査地点(令和6年度河川水質検査結果参照)

表 2-6 河川水質検査結果

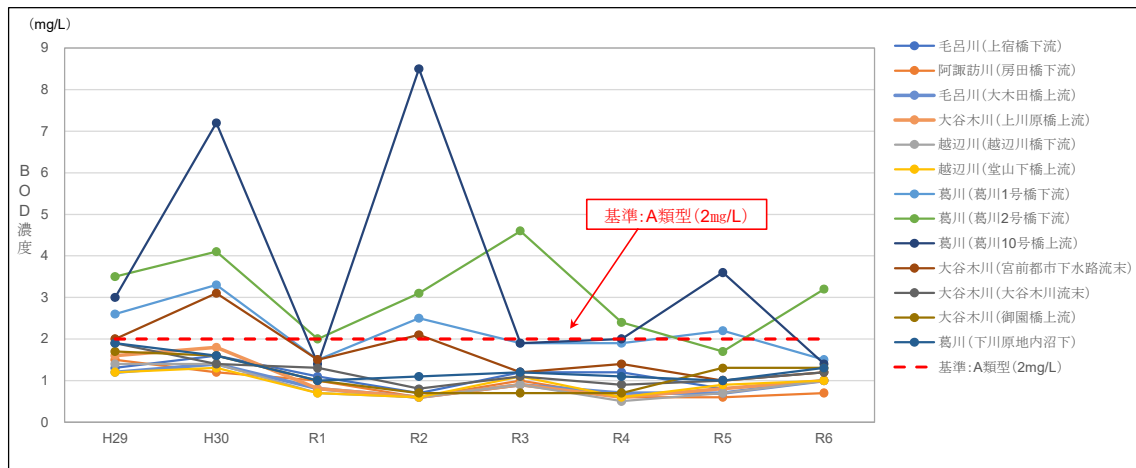
(単位:mg/L)

採取地点			類型指定	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	基準
毛呂川	①	上宿橋下流	—	1.3	1.6	1.1	0.7	1.2	1.2	0.8	1.0	A類型 2mg/L
阿諏訪川	②	房田橋下流	—	1.5	1.2	1.0	0.6	1.0	0.6	0.6	0.7	
毛呂川	③	大木田橋上流	—	1.2	1.4	0.8	0.6	0.9	0.7	0.7	1.0	
大谷木川	④	上川原橋上流	—	1.6	1.8	0.8	0.6	0.9	0.6	0.8	1.0	
越辺川	⑤	越辺川橋下流	A類型	1.4	1.4	0.7	0.6	0.9	0.5	0.7	1.0	
	⑥	堂山下橋上流	A類型	1.2	1.3	0.7	0.6	1.1	0.6	0.9	1.0	
葛川	⑦	葛川1号橋下流	—	2.6	3.3	1.5	2.5	1.9	1.9	2.2	1.5	
	⑧	葛川2号橋下流	—	3.5	4.1	2.0	3.1	4.6	2.4	1.7	3.2	
	⑨	葛川10号橋上流	—	3.0	7.2	1.4	8.5	1.9	2.0	3.6	1.4	
大谷木川	⑩	宮前都市下水路流末	—	2.0	3.1	1.5	2.1	1.2	1.4	1.0	1.2	
	⑪	大谷木川流末	—	1.9	1.4	1.3	0.8	1.1	0.9	1.0	1.2	
	⑫	御園橋上流	—	1.7	1.6	1.0	0.7	0.7	0.7	1.3	1.3	
葛川	⑬	下川原地内沼下	—	1.9	1.6	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	1.3	

※「BOD」とは、川の汚れ(有機物)を微生物が分解するときに使う水中の酸素の量で、数値が大きいほど川は汚れている。

※「類型」とは、公共用水域に対して、国、県が指定した生活環境を保全する上で維持されることが望ましい水質の区分。

※網掛けはBODが2mg/Lを超過していることを示す。



資料)河川水質検査結果(毛呂山町)

図 2-8 河川水質検査結果(年間4回検査の平均値、全13地点)

3.生活排水処理の現状と課題

3-1.生活排水の処理の流れ

生活排水処理の流れを図 3-1 に整理する。

公共下水道は毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の毛呂山処理センターにて処理を行っている。現状において未整備区域はなく、全域が事業計画区域となっている。

農業集落排水処理施設は大谷木植上地区と葛貫上地区にあり、これらの地区の汚水処理を行っている。農業集落排水事業も、今後拡張や新設の予定はない。

合併処理浄化槽は、浄化槽設置整備事業により、浄化槽処理促進区域において整備を推進している。

し尿及び浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合の坂戸地区衛生センターにて生物処理した水を、公共下水道の坂戸、鶴ヶ島下水道組合の石井水処理センターに放流している。

3-2.生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は、公共下水道は毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の処理場にて処理されるため、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合が処理主体となる。また、農業集落排水施設は町が維持管理している。

し尿・浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合のし尿処理施設(坂戸地区衛生センター)にて処理されている。合併処理浄化槽と単独処理浄化槽は使用者本人の管理となる。

表 3-1 生活排水の処理主体

処理施設	処理対象	処理主体
公共下水道 (毛呂山処理センター)	し尿及び生活雑排水	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 (毛呂山町・越生町・鳩山町)
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	毛呂山町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (坂戸地区衛生センター)	し尿及び浄化槽汚泥	坂戸地区衛生組合 (坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町・越生町・鳩山町)

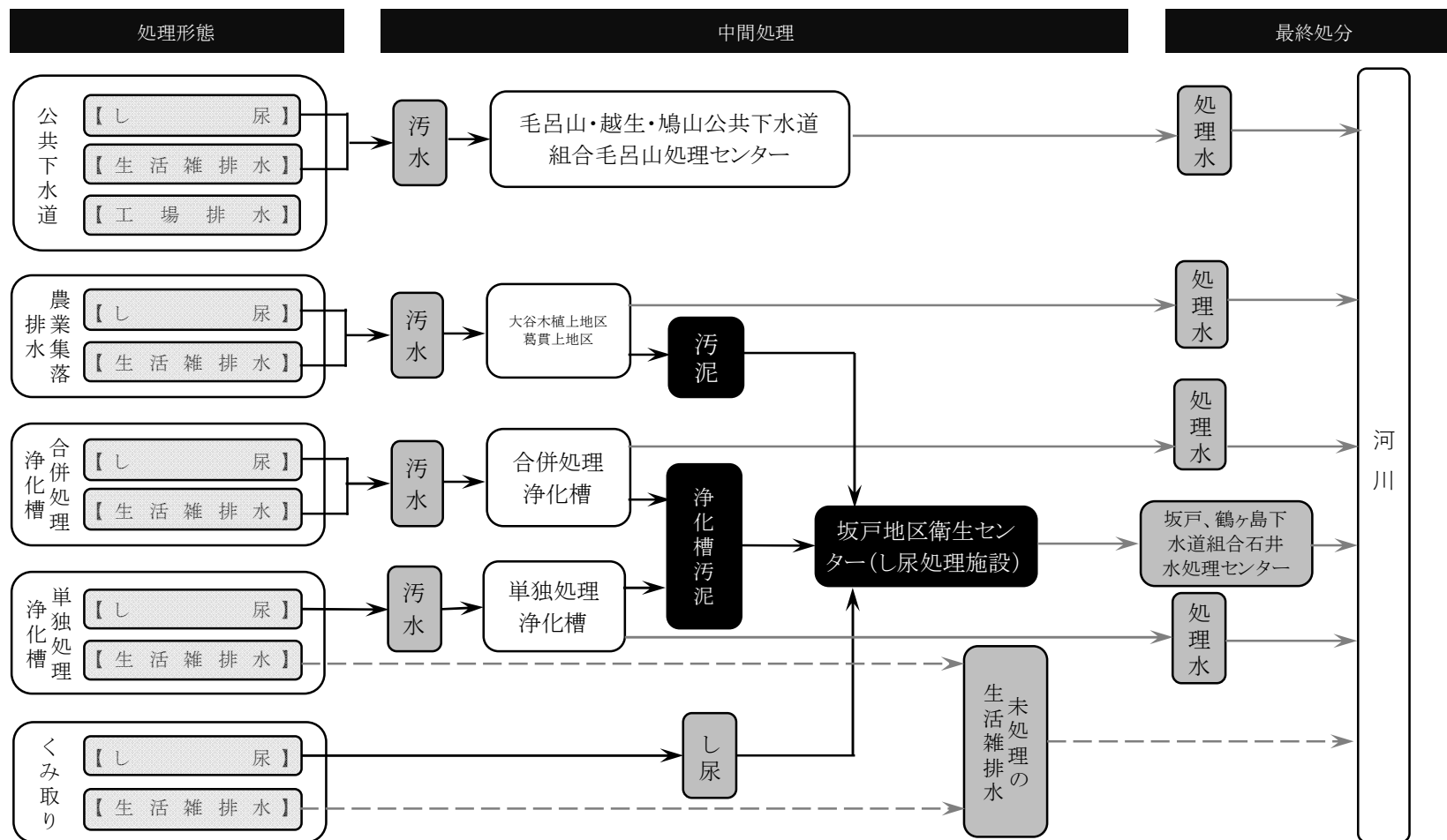


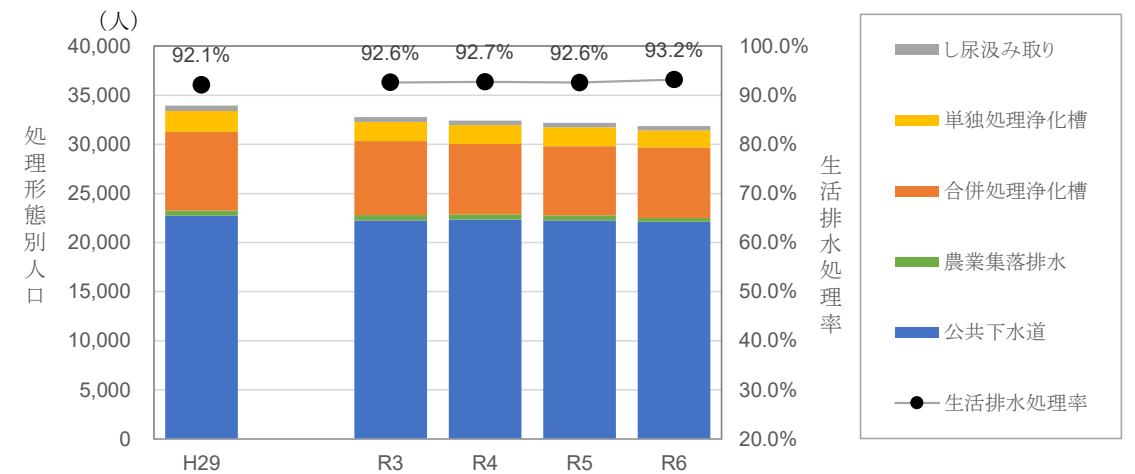
図 3-1 生活排水処理の流れ

3-3.処理形態別人口の推移

令和6(2024)年度末(令和7(2025)年3月31日)現在の生活排水処理人口は、表3-2及び図3-2に示すように住民基本台帳人口31,865人に対して29,691人となっており、生活排水処理人口普及率は93.2%である。前計画の基準年度の平成29(2017)年度(92.1%)から1.1ポイント上昇している。なお、令和6(2024)年度末現在の生活排水未処理人口(単独浄化槽又は汲取り便槽)は2,174人となっている。

表 3-2 処理形態別人口の推移

事業	年度	平成29 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6年度	
						(人)	(%)
生活排水処理人口	(人)	31,300	30,335	30,067	29,813	29,691	93.2
公共下水道	(人)	22,726	22,244	22,354	22,219	22,115	69.4
農業集落排水	(人)	546	542	532	546	387	1.2
合併処理浄化槽	(人)	8,028	7,549	7,181	7,048	7,189	22.6
生活排水未処理人口	(人)	2,671	2,422	2,359	2,393	2,174	6.8
単独処理浄化槽	(人)	2,121	1,955	1,901	1,926	1,746	5.5
汲取り便槽	(人)	550	467	458	467	428	1.3
合計(計画処理区域内人口)	(人)	33,971	32,757	32,426	32,206	31,865	100.0
生活排水処理人口普及率	(%)	92.1%	92.6%	92.7%	92.6%	93.2%	



※1:生活排水処理人口は、下水道及び農業集落排水処理施設の利用が可能な人口に、浄化槽処理促進区域で合併処理浄化槽を使用している人口を加えた人口。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口と同じ。

※2:生活排水処理人口普及率は生活排水処理人口を住民基本台帳人口で割ったもの。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口普及率と同じ。

注)年度末(3月31日現在)
資料)汚水処理人口普及状況調査、毛呂山町

図 3-2 処理形態別人口の推移

3-4.生活排水処理施設の整備状況

1) 単独公共下水道の状況

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の整備状況を表 3-3 に、事業計画の概要を表 3-4 に、毛呂山・越生・鳩山公共下水道事業管内図を図 3-3 に示す。

令和 6(2024)年度末で未処理区域が解消し、全体が下水道供用開始公示済区域となった。下水道普及率は 3 町全体で 66.1%、接続率は 90.3%となっている。

このうち毛呂山町は、普及率 69.4%、接続率 90.7%となっている。

表 3-3 公共下水道の整備状況

項目		全体	毛呂山町	越生町	鳩山町
住民基本台帳人口①	(人)	55,261	31,865	10,667	12,729
整備面積	(ha)	831.4	456.9	177.1	197.4
整備人口	(人)	36,545	22,115	5,795	8,635
処理面積	(ha)	831.4	456.9	177.1	197.4
処理人口(②)	(人)	36,545	22,115	5,795	8,635
水洗化人口(③)	(人)	32,985	20,066	4,664	8,255
普及率(②÷①)	(%)	66.1	69.4	54.3	67.8
接続率(③÷②)	(%)	90.3	90.7	80.5	95.6

注)整備人口：下水道管が整備された区域の人口

処理人口：下水道を利用できる区域の人口

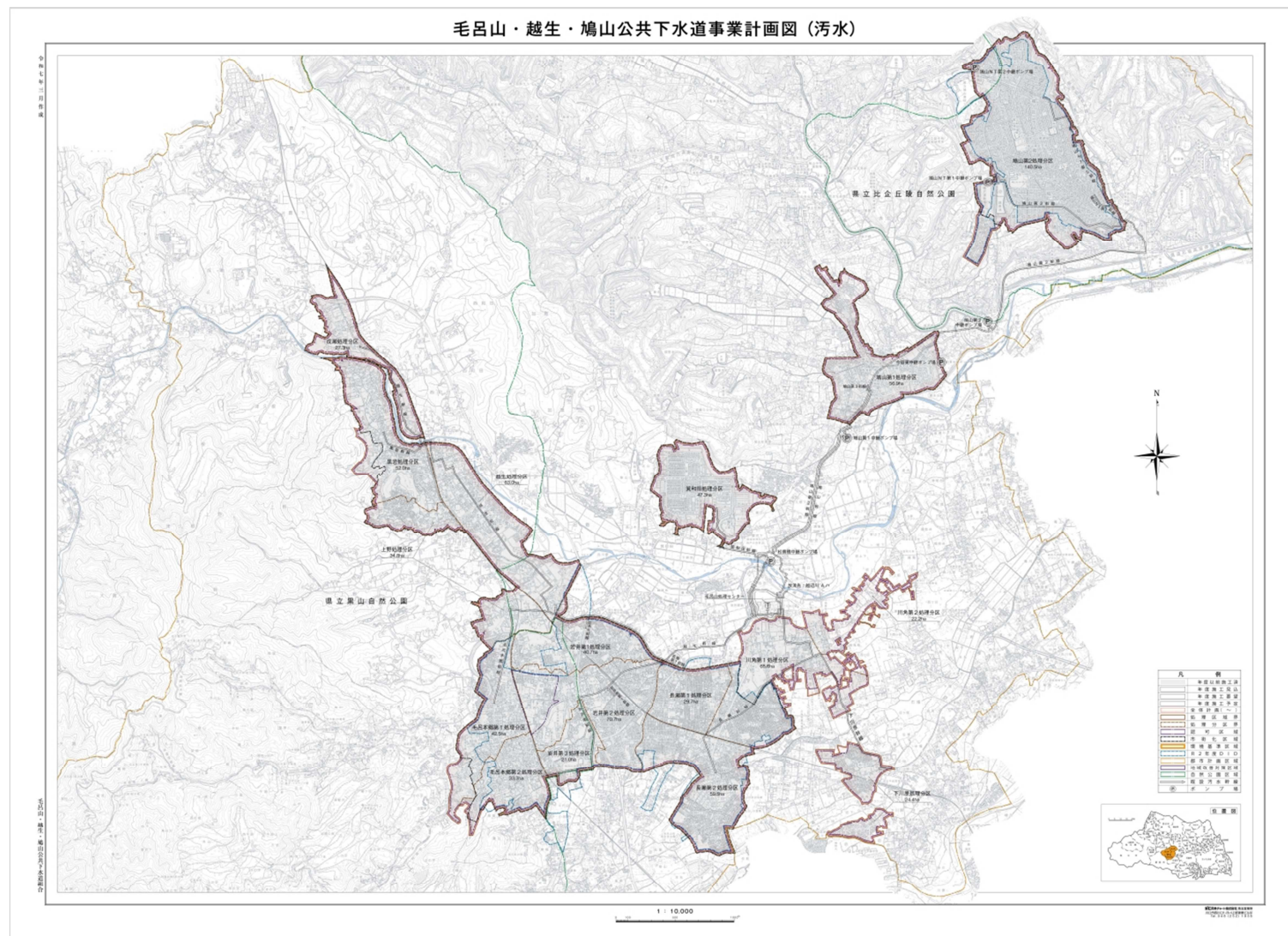
水洗化人口：下水道を利用できる区域の人口のうち、下水道へ接続している人口

資料)公共下水道整備状況調査【普及率】、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

表 3-4 公共下水道事業計画の概要

区 分	全体	事業認可
計画目標年次	令和31年度	令和13年度
計画処理面積	831.4ha	831.4ha
計画処理人口	19,600人	33,589人
計画汚水量(日最大)	13,740m ³ ／日	19,606m ³ ／日
排除方法	分流式	
処理方法	標準活性汚泥法	
供用開始	平成元年4月	
放流河川名	越辺川	

資料)毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合ホームページ



2) 農業集落排水事業の状況

農業集落排水事業は、表 3-5 に示すように 2 地区で供用されている。

表 3-5 農業集落排水事業の概要

項目		大谷木上地区	葛貫上地区	計
関係行政区		大字大谷木 大字葛貫の一部	大字葛貫の一部	
使用開始年月日		平成18年度	平成10年度	
行政人口(①)	(人)	31,865		
計画年次		平成10年度	平成6年度	
計画目標年次		平成20年度	平成16年度	
事業計画面積	(ha)	14.9	9.0	23.9
整備済面積	(ha)	14.9	9.0	23.9
処理人口(②)	(人)	153	234	387
共用開始面積	(ha)	14.9	9.0	23.9
水洗化人口(③)	(人)	153	234	387
普及率(②÷①)	(%)	0.5	0.7	1.2
接続率(③÷②)	(%)	100.0	100.0	100.0
計画汚水量	(m ³ /日)	189	114	303

3) 合併処理浄化槽整備事業の状況

公共下水道及び農業集落排水事業の整備区域以外は、合併処理浄化槽による整備区域(以下「浄化槽処理促進区域」という。)としている。

浄化槽法の改正により、平成 13(2001)年 4 月以降に浄化槽を設置する場合は合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換が努力義務とされている

町では、浄化槽処理促進区域内で単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、費用を補助する制度(家庭用合併処理浄化槽設置補助金制度)を設け、合併処理浄化槽への転換促進を図っている。

補助基数の実績は表 3-6 に示すとおりであり、近年は 6～10 基程度の年が多くなっている。

表 3-6 合併処理浄化槽補助基数の推移(浄化槽設置整備事業)

	浄化槽整備区域内							
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助合計基数	14基	20基	17基	10基	8基	6基	1基	6基
5人槽	8基	10基	14基	6基	4基	4基	1基	5基
7人槽	6基	10基	3基	4基	4基	2基	0基	1基

4) し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

町で発生したし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸地区衛生組合のし尿処理施設(坂戸地区衛生センター)で処理されている。

施設の概要は表 3-7 のとおりである。

表 3-7 坂戸地区衛生センターの概要

構成市町	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
施設所在地	坂戸市大字上吉田651-1
敷地面積	11,854.76m ²
稼働年月	昭和47年5月
処理能力	400kL/日(うち、200kL/日は休止中)
処理方式	標準脱窒素処理＋下水道放流

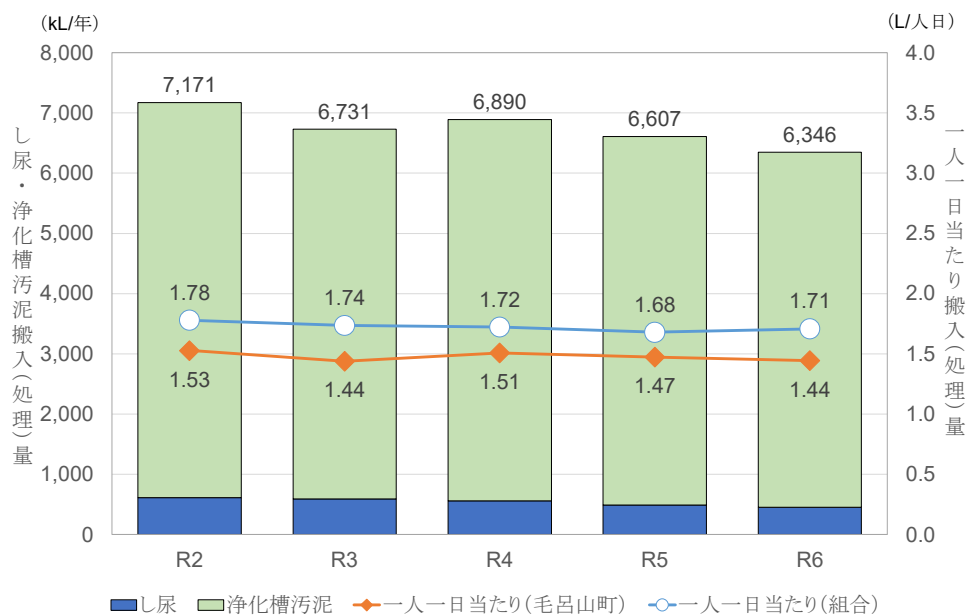
資料)坂戸地区衛生組合について、坂戸市

坂戸地区衛生センターのし尿・浄化槽汚泥の搬入(処理)量の実績は表 3-8 及び図 3-4 に示すとおりである。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥の搬入(処理)量の推移

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
毛呂山町	し尿処理対象人口	(人)	12,864	12,825	12,520	12,256	12,041
	合計	(kL)	7,171	6,731	6,890	6,607	6,346
	し尿	(kL)	610	593	559	488	451
	浄化槽	(kL)	6,561	6,138	6,331	6,119	5,895
	一人一日当たり	(L/人・日)	1.53	1.44	1.51	1.47	1.44
組合全体	し尿処理対象人口	(人)	61,179	60,518	60,171	59,323	58,001
	合計	(kL)	39,723	38,329	37,823	36,445	36,145
	し尿	(kL)	2,694	2,573	2,390	2,145	2,009
	浄化槽	(kL)	37,029	35,756	35,433	34,300	34,136
	一人一日当たり	(L/人・日)	1.78	1.74	1.72	1.68	1.71
年間日数		(日)	365	365	365	366	365

※し尿処理対象人口は各年度10月1日現在



資料)坂戸地区衛生組合について、坂戸市

図 3-4 し尿・浄化槽汚泥搬入(処理)量の推移

3-5.目標値等の達成状況

前計画で整理していた整備目標を表 3-9 に示す。前計画では令和 7(2025)年度を目標年度とし、生活排水処理率 100%の達成を目標としていた。

令和 6(2024)年度末時点における生活排水処理人口普及率は 93.2%であり、前計画の令和 7(2025)年度の目標 100%に比して、6.8 ポイント低い状況にある。

前計画では、目標年度の令和 7(2025)年度には単独処理浄化槽人口、汲取り人口とも 0 人になるとしていたが、令和 6(2024)年度末の実績で、単独処理浄化槽人口 1,746 人、汲取り人口 428 人の計 2,174 人の生活排水未処理人口が残っている。

表 3-9 前計画の整備目標の達成状況

項目	単位	実績値					前計画値	増減数
		平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令6ー令7
生活排水処理人口	(人)	31,300	30,335	30,067	29,813	29,691	33,159	△ 3,468
公共下水道	(人)	22,726	22,244	22,354	22,219	22,115	22,925	△ 810
農業集落排水	(人)	546	542	532	546	387	533	△ 146
合併処理浄化槽	(人)	8,028	7,549	7,181	7,048	7,189	9,701	△ 2,512
生活排水未処理人口	(人)	2,671	2,422	2,359	2,393	2,174	0	2,174
単独処理浄化槽	(人)	2,121	1,955	1,901	1,926	1,746	0	1,746
汲取り便槽	(人)	550	467	458	467	428	0	428
合 計	(人)	33,971	32,757	32,426	32,206	31,865	33,159	△ 1,294
生活排水処理人口普及率	(%)	92.1	92.6	92.7	92.6	93.2	100.0	△ 6.8

※各処理形態別人口の数値は、処理人口である。

※1:生活排水処理人口は、下水道及び農業集落排水処理施設の利用が可能な人口に、浄化槽処理促進区域で合併処理浄化槽を使用している人口を加えた人口。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口と同じ。

※2:生活排水処理人口普及率は生活排水処理人口を住民基本台帳人口で割ったもの。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口普及率と同じ。

3-6.生活排水処理に関する課題

河川の水質状況では、葛川の調査地点で BOD が A 類型の環境基準値(2.0mg/L)を超過することが過去 8 年間で 4～6 回見受けられ、葛川周辺部での汚濁負荷削減に関する取り組みが必要と考えられる。

生活排水処理施設の整備状況では、農業集落排水事業は使用開始から約 20 年が経過しており、中長期的に処理施設等の改築・更新に向けた検討が必要となる。

生活排水の処理状況では、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換がなかなか進まず、その結果、生活排水未処理人口として 2,174 人が存在しており、この解消が今後の課題となる。

4.生活排水処理施設の整備方針等

4-1.生活排水処理に係る理念

町は、豊かな自然に恵まれ、西部山間地は県立黒山自然公園の南部に含まれ、山間部の溪流や豊かな森林、果樹園など、多様な自然が共存する。これらの自然環境は後世への貴重な財産である。

一方、快適な生活環境を確保するため公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別処理方式の合併処理浄化槽の設置を進め、生活排水の適正な処理により公共用水域の水質保全を図ってきた。

今後、それぞれの生活排水処理施設の持つ特性や地域の実情にあった効率的で適正な生活排水処理対策を進めるとともに、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行う。

これらを踏まえ、生活排水処理の目標は、水質の改善を図ることにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり澄んだ川の復活を目指すものとし、次のとおりとする。

【生活排水処理の目標】

清流を未来へ、みんなの手で毛呂山の恵みを守り育む

4-2.生活排水処理施設整備の基本方針

「生活環境の向上」、「公共用水域の水質保全」を図っていくため、生活排水処理施設の整備について、以下の基本方針を定めた。

【基本方針】

- (1) 市街地(公共下水道事業計画区域)については、公共下水道による集中処理を継続する。
- (2) 農業集落排水事業の処理区域については、現状の利用者に対して集中処理を継続しつつ、経営戦略の方向性を踏まえ、より効率性の高い事業手法への転換の可能性についても調査・検討していく。
- (3) 公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業処理区域以外の区域については、合併処理浄化槽による個別処理を推進し、適正な維持管理を図っていく。

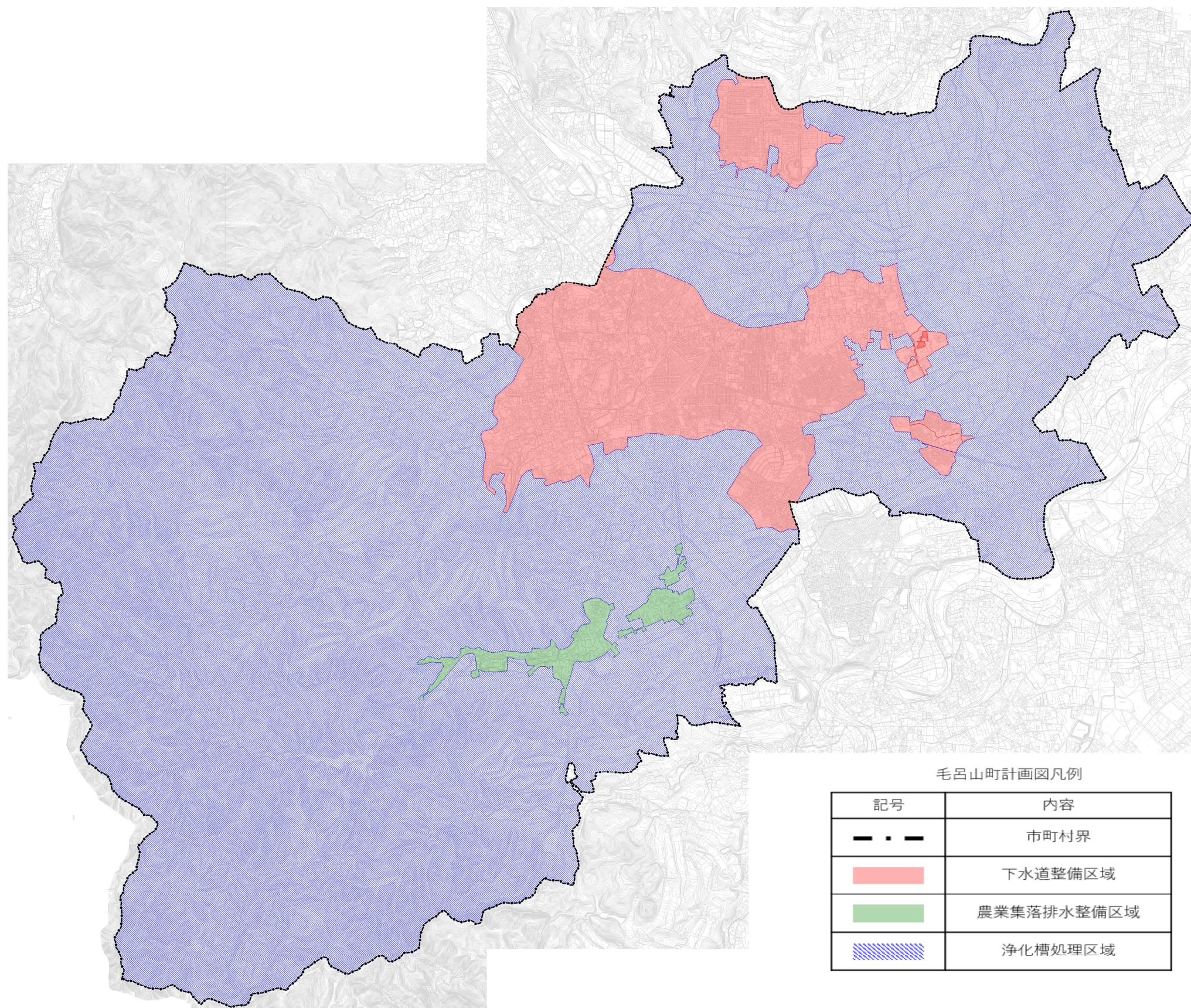


図 4-1 生活排水処理区域図

4-3.目標値の設定

1) 行政人口の予測

行政人口に関しては、「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)(以下「社人研」という。)の推計人口を利用する。この推計人口は、令和2(2020)年を基準に5年間隔で推計されていることから、途中年度については直線的に補間することにより推計する。

なお、令和2(2020)年度について、年度末人口の実績値(住民基本台帳)と国勢調査人口の実績値(10月1日、社人研推計値の基準値)を対比すると図4-2に示すように2,287人(=35,366人-33,079人)の差異があるものの、社人研による推計人口から算出した値を予測値として利用する。

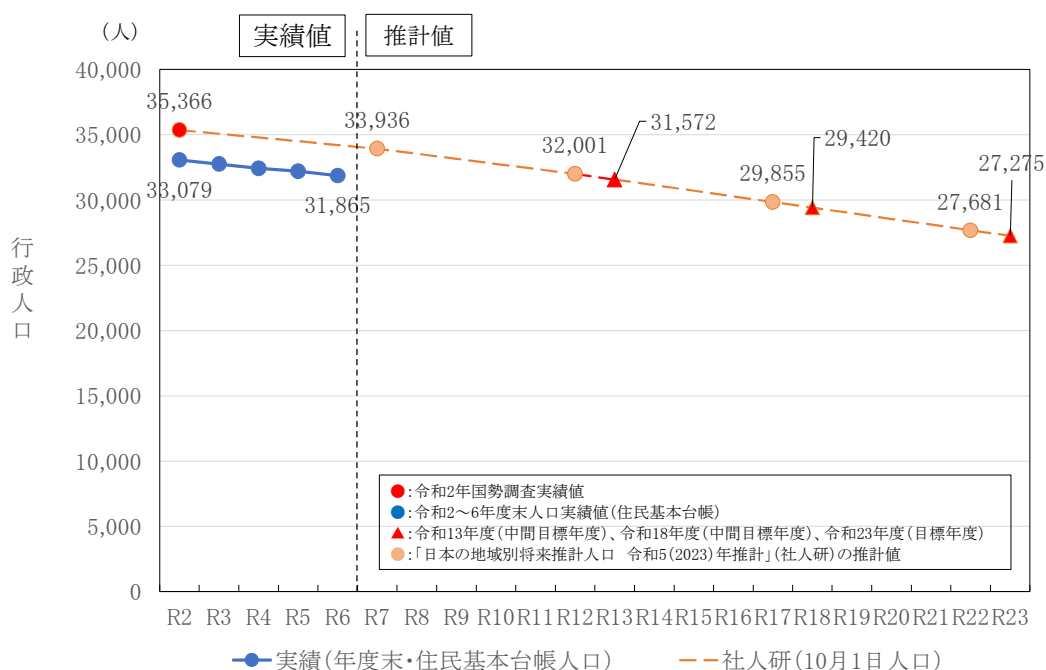


図 4-2 行政人口の実績値及び予測値

2) 処理形態別人口の予測

今後、人口減少が進んでいく中の処理形態別人口については、次のように推計する。

(1) 下水道処理区域内人口、農業集落排水処理区域内人口及び浄化槽処理促進区域内人口の令和 6(2024)年度実績値の割合で、各予測年度の人口を按分する。

(2) 合併処理浄化槽の補助件数は、年間 6～10 基(処理人口 12～20 人)程度となっている。単純に、年間 20 人しか生活排水未処理人口の減少が進まないとすると、残りの生活排水未処理人口 2,174 人を解消するには 100 年以上(=2,174 人/20 人)の年数がかかることになる。

(3) 単独処理浄化槽は、平成 13(2001)年の浄化槽法改正により、原則新設されないことになった。それ以前に設置された浄化槽は、令和 23(2041)年度時点で設置後 40 年を経過することになる。また、家屋の建て替え等に伴っての浄化槽の更新も進むと考えられる。

(4) これらを踏まえ、次のように設定する。

【令和 12(2030)年度まで】

- 単独処理浄化槽人口は、行政人口と同じ割合で減少するとともに、毎年 6 基の補助転換により減少すると見込む。

- 汲取り人口は、行政人口と同じ割合で減少すると見込む。

【令和 13(2031)年度以降】

- 単独処理浄化槽人口、汲取り人口とも、令和 23(2041 年)に 0 人になるとして直線的に減少すると見込む。

以上による処理形態別人口の予測結果を表 4-1 及び図 4-3 に示す。目標年度の令和 23(2041)年度の生活排水処理人口普及率は 100%に達する計画とした。

表 4-1 処理形態別人口の予測結果

事業 年度	単位	実績値		計画値			
				中間目標年度		目標年度	
		令和6年度		令和13年度	令和18年度	令和23年度	
生活排水処理人口	(人)	29,691	93.2%	30,293	28,780	27,275	100.0%
公共下水道	(人)	22,115	69.4%	21,912	20,418	18,930	69.4%
農業集落排水	(人)	387	1.2%	383	357	331	1.2%
合併処理浄化槽	(人)	7,189	22.6%	7,998	8,005	8,014	29.4%
生活排水未処理人口	(人)	2,174	6.8%	1,279	640	0	0.0%
単独処理浄化槽	(人)	1,746	5.5%	1,027	514	0	0.0%
し尿汲み取り	(人)	428	1.3%	252	126	0	0.0%
合 計	(人)	31,865	100.0%	31,572	29,420	27,275	100.0%
生活排水処理人口普及率	(%)	93.2		95.9	97.8	100.0	

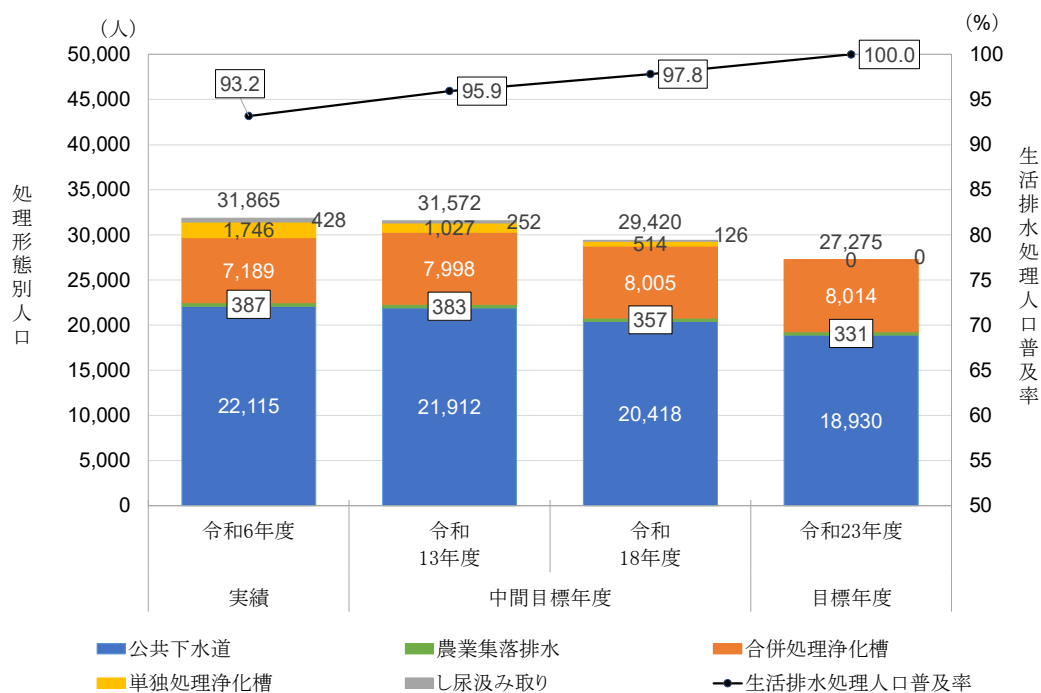


図 4-3 処理形態別人口の予測結果(処理人口)

3) し尿・汚泥の計画搬入(処理)量の予測

し尿及び浄化槽汚泥の計画搬入(処理)量の予測は、処理形態別人口に1人1日平均排出量(原単位)の設定値を乗じることで算定する。

将来の1人1日平均排出量は、過去3か年(令和4～6年度)の実績値の平均値(し尿: 3.03L/人日、浄化槽汚泥: 1.43L/人日)を見込むこととした。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測結果は以下に示すとおりである。

表 4-2 し尿・浄化槽汚泥の計画搬入(処理)量の予測結果

項 目	単位	実績			計画値			備考
		R4	R5	R6	中間目標年度		目標年度	
					R13	R18	R23	
し尿処理対象人口	(人)	12,399	12,155	11,799	10,865	9,605	8,345	
汲み取り便槽	(人)	458	467	428	307	154	0	
農業集落排水	(人)	528	542	387	383	357	331	
合併処理浄化槽	(人)	7,185	7,052	7,189	8,923	8,468	8,014	
単独処理浄化槽	(人)	4,228	4,094	3,795	1,252	626	0	
搬入(処理)量	(kL/年)	6,890	6,607	6,346	5,851	5,103	4,356	
し尿	(kL/年)	559	488	451	340	170	0	
浄化槽	(kL/年)	6,331	6,119	5,895	5,511	4,933	4,356	
1人1日平均搬入(処理)量	(L/人・日)	1.52	1.49	1.47	1.48	1.46	1.43	
し尿	(L/人・日)	3.34	2.86	2.89	3.03	3.03	3.03	計画値 R4～R6平均値
浄化槽	(L/人・日)	1.45	1.43	1.42	1.43	1.43	1.43	
年間日数	(日)	365	366	365	365	365	365	



●搬入(処理量) (し尿) (kL/年)

＝し尿汲み取り人口(人)×1人1日平均搬入(処理)量(し尿)(L/人日)×年間日数(日)÷1,000

●搬入(処理量) (浄化槽汚泥) (kL/年)

＝(農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口＋単独処理浄化槽処理人口)(人)
×1人1日平均搬入(処理)量(浄化槽)(L/人日)×年間日数(日)÷1,000

図 4-4 し尿・浄化槽汚泥の計画搬入(処理)量の予測結果

5.目標値達成へ向けた取り組み

目標値の達成へ向け、次の取り組みを進めていく。

- (1) 公共下水道区域内及び農業集落排水区域内の未接続住宅に対する指導を推進し、水洗化率の向上を図る。
- (2) 公共下水道、農業集落排水以外の地域、即ち浄化槽処理促進区域においては、河川汚濁負荷の大きな発生源である台所や浴室等から排出される負荷削減のための啓発活動と、家庭用合併処理浄化槽設置補助金制度を周知し、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理については、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町並びに越生町との共同処理を継続していく。

【参考資料】

水質の汚濁に係る環境基準は大別すると4種類あるが、有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」が定められ、直ちに達成され、維持されるように努めるものとされている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されている。

生活環境項目等に関する河川水質調査を、年間4回、全13地点調査している。生活環境項目の基準値についてはA類型を使用。昭和46年12月埼玉県告示第1646号により類型指定されているのは越辺川だけ(A類型)で、町内のその他の河川は指定されていない。

なお、平成3(2001)年度の水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数に見直した(施行期日は令和4年4月1日)。

資料)環境省報道発表資料(2021年10月7日)「水質汚濁に係る環境基準の見直しについて(お知らせ)」

<https://www.env.go.jp/press/110052.html>

参考に、河川水質調査項目(総水銀は除く)の解説を以下に記す。

項目	解説
生活環境項目	水質を示す指標項目の中で、その程度によっては生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準が定められたもの。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数など
pH	水溶液の酸性・中性・アルカリ性の度合いを示す指標のこと
溶存酸素量(DO) (Dissolved Oxygen)	水中に溶けている酸素量のこと
生物学的酸素要求量(BOD) (Biochemical Oxygen Demand)	川の汚れ(有機物)を微生物が分解するときに使う水中の酸素の量のこと
化学的酸素要求量(COD) (Chemical Oxygen Demand)	水中の有機物やその他の汚染物質を化学的に酸化分解する際に、消費される酸素の量のこと
浮遊物質(SS) (Suspended Solids)	水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと
大腸菌群数	糞便のみに存在する菌種の他に土壌や水中を生息場所としている菌種や非糞便性の菌種も含む
大腸菌数	糞便のみに存在する菌種
全窒素(T-N) (Total Nitrogen)	水中の窒素化合物の総量(無機態窒素(アンモニウム態窒素+亜硝酸態窒素+硝酸態窒素)と有機態窒素)のこと
全リン(T-P) (Total Phosphorus)	水中のリン化合物の総量(無機態リンと有機態リン)のこと
陰イオン界面活性剤 (MBAS:メチレンブルー活性物質)	分子内に水になじみやすい部分(親水基)

河川水質検査(平成 29 年度～令和 6 年度) (1/4)

調査地点	項目	基準値	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①毛呂川 (上宿橋下流)	pH	6.5以上 8.5以下	8.3	8.1	8.1	8.5	8.1	8.2	8.2	8.0
	BOD (mg/L)	2以下	1.3	1.6	1.1	0.7	1.2	1.2	0.8	1.0
	COD (mg/L)	6以下	1.7	1.5	1.1	1.7	1.8	2.1	2.1	2.5
	SS (mg/L)	25以下	1.7	3.9	2.0	1.5	1.7	3.1	2.0	5.3
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	17,825	4,000	10,598	12,818	4,625			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						199	248	218
	DO (mg/L)	7.5以上	12.7	11.0	10.6	11.5	10.7	10.3	10.5	10.0
	MBAS (mg/L)	-	0.05未満	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	T-N (mg/L)	1以下	1.80	1.55	1.90	1.34	1.70	1.60	1.10	1.10
	T-P (mg/L)	-	0.06	0.05	0.07	0.04	0.06	0.06	0.05	0.06
②阿諏訪川 (房田橋下流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.9	7.8	7.9	8.0	7.9	8.0	7.8	7.8
	BOD (mg/L)	2以下	1.5	1.2	1.0	0.6	1.0	0.6	0.6	0.7
	COD (mg/L)	6以下	1.4	0.6	1.0	1.0	1.9	1.3	1.4	1.5
	SS (mg/L)	25以下	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.0	1.0	1.0
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	10,475	7,273	14,530	6,748	6,500			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						268	463	358
	DO (mg/L)	7.5以上	10.3	9.8	10.0	10.1	10.5	9.9	9.4	9.8
	MBAS (mg/L)	-	0.05未満	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	2.00	1.75	2.05	1.60	1.70	1.80	1.20	1.80
	T-P (mg/L)	-	0.05	0.04	0.07	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
③毛呂川 (大木田橋上流)	pH	6.5以上 8.5以下	8.0	8.1	8.1	8.0	7.9	8.0	7.8	7.9
	BOD (mg/L)	2以下	1.2	1.4	0.8	0.6	0.9	0.7	0.7	1.0
	COD (mg/L)	6以下	1.6	1.3	1.3	1.5	2.2	1.8	2.4	2.2
	SS (mg/L)	25以下	1.2	1.5	2.9	1.0	1.2	1.5	1.3	1.5
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	8,675	5,625	24,523	61,323	4,050			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						501	520	270
	DO (mg/L)	7.5以上	10.9	10.7	11.0	10.3	9.7	10.0	9.1	9.8
	MBAS (mg/L)	-	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	1.60	1.20	1.65	1.14	1.45	1.40	1.30	1.60
	T-P (mg/L)	-	0.04	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05

資料)河川水質検査結果(毛呂山町)

注)平成3(2001)年度の水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数に見直した。(施行期日は令和4年4月1日)

資料)環境省報道発表資料(2021年10月7日)「水質汚濁に係る環境基準の見直しについて(お知らせ)」

<https://www.env.go.jp/press/110052.html>

河川水質検査(平成 29 年度～令和 6 年度) (2/4)

調査地点	項目	基準値	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
④大谷木川 (上川原橋上流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.8	7.9	8.1	8.3	7.9	7.8	7.6	7.7
	BOD (mg/L)	2以下	1.6	1.8	0.8	0.6	0.9	0.6	0.8	1.0
	COD (mg/L)	6以下	1.5	0.8	1.3	1.3	1.6	1.2	1.4	1.6
	SS (mg/L)	25以下	2.7	3.6	1.8	1.4	1.4	1.4	2.3	3.5
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	35,200	11,300	69,225	5,275	9,125			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						90	65	95
	DO (mg/L)	7.5以上	10.5	10.8	10.8	11.1	10.4	9.7	9.2	9.2
	MBAS (mg/L)	-	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	3.10	2.75	3.30	2.15	2.25	2.8	2.1	2.7
	T-P (mg/L)	-	0.07	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06
⑤越辺川 (越辺川橋下流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.7	7.5	7.8	7.9	7.6	7.6	7.6	7.6
	BOD (mg/L)	2以下	1.4	1.4	0.7	0.6	0.9	0.5	0.7	1.0
	COD (mg/L)	6以下	1.6	1.1	0.8	1.4	1.7	1.4	1.4	1.7
	SS (mg/L)	25以下	3.6	2.3	1.3	1.7	1.5	1.8	4.0	4.3
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	10,850	15,225	34,650	7,873	11,325			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						188	130	165
	DO (mg/L)	7.5以上	10.8	10.5	11.4	10.8	10.3	11.0	9.6	9.6
	MBAS (mg/L)	-	0.05	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	1.85	1.50	1.85	1.27	1.45	1.35	1.10	1.70
	T-P (mg/L)	-	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.03	0.02	0.04
⑥越辺川 (堂山下橋上流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.4	7.3	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
	BOD (mg/L)	2以下	1.2	1.3	0.7	0.6	1.1	0.6	0.9	1.0
	COD (mg/L)	6以下	1.7	1.5	1.3	1.9	1.9	2.1	2.0	2.3
	SS (mg/L)	25以下	1.2	1.2	1.8	1.3	1.7	1.3	1.5	1.8
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	9,275	16,600	23,275	7,198	11,650			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						136	135	238
	DO (mg/L)	7.5以上	9.7	8.2	9.6	8.7	9.3	9.1	8.6	8.8
	MBAS (mg/L)	-	0.06	0.05未満	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	3.35	4.15	3.15	3.55	2.80	4.05	4.10	4.50
	T-P (mg/L)	-	0.33	0.60	0.28	0.36	0.31	0.30	0.41	0.75
⑦葛川 (葛川1号橋下流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.7	8.1	8.1	8.7	8.8	9.2	9.1	8.6
	BOD (mg/L)	2以下	2.6	3.3	1.5	2.5	1.9	1.9	2.2	1.5
	COD (mg/L)	6以下	3.3	3.4	2.1	3.6	3.3	3.7	4.4	3.4
	SS (mg/L)	25以下	3.0	5.0	5.7	4.8	2.9	4.3	10.3	4.5
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	45,750	75,250	576,500	95,975	25,825			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						6,575	3,175	455
	DO (mg/L)	7.5以上	9.5	10.1	10.7	12.2	12.0	13.3	13.8	12.5
	MBAS (mg/L)	-	0.09	0.08	0.05	0.08	0.05未満	0.10未満	0.05未満	0.06
	T-N (mg/L)	1以下	3.20	4.45	3.10	2.65	2.50	3.10	2.50	2.60
	T-P (mg/L)	-	0.17	0.33	0.08	0.22	0.12	0.25	0.22	0.13

資料)河川水質検査結果(毛呂山町)

河川水質検査(平成 29 年度～令和 6 年度) (3/4)

調査地点	項目	基準値	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
㊸葛川 (葛川2号橋下流)	pH	6.5以上 8.5以下	8.3	8.0	7.9	8.1	8.0	8.2	7.9	8.1
	BOD (mg/L)	2以下	3.5	4.1	2.0	3.1	4.6	2.4	1.7	3.2
	COD (mg/L)	6以下	5.1	3.3	2.9	3.9	4.3	3.4	3.8	3.7
	SS (mg/L)	25以下	4.1	4.5	3.7	3.0	4.7	7.7	3.0	19.3
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	151,250	52,500	449,750	35,500	174,850			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						930	843	500
	DO (mg/L)	7.5以上	12.7	10.9	10.7	10.7	11.1	10.6	9.6	9.7
	MBAS (mg/L)	－	0.13	0.10	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	4.10	4.25	3.85	4.75	3.00	3.50	2.20	4.30
	T-P (mg/L)	－	0.28	0.25	0.16	0.51	0.14	0.15	0.11	0.59
㊹葛川 (葛川10号橋上流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.7	7.8	7.7	7.9	7.8	7.8	7.6	7.6
	BOD (mg/L)	2以下	3.0	7.2	1.4	8.5	1.9	2.0	3.6	1.4
	COD (mg/L)	6以下	3.2	5.4	2.4	9.1	3.3	3.8	6.6	3.7
	SS (mg/L)	25以下	4.9	5.0	4.4	13.1	3.7	7.4	8.3	5.3
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	74,000	78,500	64,500	42,475	38,800			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						768	418	1,435
	DO (mg/L)	7.5以上	9.4	8.6	9.5	9.6	9.6	8.9	7.4	9.0
	MBAS (mg/L)	－	0.06	0.34	0.05	0.52	0.05未満	0.15未満	0.07	0.06
	T-N (mg/L)	1以下	3.70	11.05	3.85	6.20	3.00	3.50	6.10	6.50
	T-P (mg/L)	－	0.26	1.24	0.14	0.54	0.15	0.57	1.36	0.42
㊺大谷木川 (宮前都市下水路流末)	pH	6.5以上 8.5以下	7.6	8.1	7.8	8.0	8.0	8.1	8.0	7.9
	BOD (mg/L)	2以下	2.0	3.1	1.5	2.1	1.2	1.4	1.0	1.2
	COD (mg/L)	6以下	3.0	2.8	2.0	2.9	2.7	2.7	2.8	2.7
	SS (mg/L)	25以下	2.0	1.8	2.3	1.8	1.6	1.8	1.3	1.0
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	45,350	8,900	91,250	14,900	17,550			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						1,060	176	13,285
	DO (mg/L)	7.5以上	9.6	10.1	10.2	11.0	10.5	11.0	10.3	10.4
	MBAS (mg/L)	－	0.05	0.05未満	0.05	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	3.15	3.80	3.15	3.10	2.45	3.25	2.70	3.30
	T-P (mg/L)	－	0.16	0.18	0.10	0.17	0.10	0.19	0.15	0.15
㊻大谷木川 (大谷木川流末)	pH	6.5以上 8.5以下	7.8	7.7	7.9	8.2	8.2	7.9	7.7	8.0
	BOD (mg/L)	2以下	1.9	1.4	1.3	0.8	1.1	0.9	1.0	1.2
	COD (mg/L)	6以下	2.3	1.3	1.2	2.2	1.8	2.3	1.8	1.9
	SS (mg/L)	25以下	6.8	1.3	1.4	2.3	1.2	2.0	1.8	1.0
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	77,250	12,700	41,250	36,325	17,725			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						154	183	333
	DO (mg/L)	7.5以上	11.5	10.8	10.9	11.4	11.5	11.0	8.7	10.6
	MBAS (mg/L)	－	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	3.35	2.95	3.40	2.60	2.50	1.80	2.30	3.20
	T-P (mg/L)	－	0.10	0.09	0.07	0.08	0.07	0.04	0.07	0.07

資料)河川水質検査結果(毛呂山町)

河川水質検査(平成 29 年度～令和 6 年度) (4/4)

調査地点	項目	基準値	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
⑫大谷木川 (御園橋上流)	pH	6.5以上 8.5以下	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7	7.6	7.5	7.6
	BOD (mg/L)	2以下	1.7	1.6	1.0	0.7	0.7	0.7	1.3	1.3
	COD (mg/L)	6以下	1.7	1.7	1.6	1.4	1.7	1.9	2.1	2.6
	SS (mg/L)	25以下	1.4	1.7	4.2	3.1	1.3	1.5	3.0	3.0
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	62,600	130,475	730,500	284,925	47,950			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						495	445	375
	DO (mg/L)	7.5以上	10.1	9.9	10.4	10.0	10.0	9.3	8.5	8.9
	MBAS (mg/L)	-	0.07	0.05	0.28	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	1.80	1.45	1.65	1.55	1.40	1.80	1.40	1.60
	T-P (mg/L)	-	0.07	0.06	0.05	0.07	0.06	0.09	0.10	0.07
⑬葛川 (下川原地内沼下)	pH	6.5以上 8.5以下	7.8	8.2	8.1	9.0	8.6	9.5	9.5	8.4
	BOD (mg/L)	2以下	1.9	1.6	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	1.3
	COD (mg/L)	6以下	2.4	2.3	1.7	2.6	3.0	2.9	3.3	3.1
	SS (mg/L)	25以下	2.9	4.0	3.7	5.5	3.3	4.4	4.0	5.0
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,000以下	19,825	17,000	42,050	49,300	10,945			
	大腸菌数 (CFU/100mL)	300以下						1,763	605	200
	DO (mg/L)	7.5以上	9.4	11.0	10.8	12.5	11.8	12.6	14.0	11.7
	MBAS (mg/L)	-	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05
	T-N (mg/L)	1以下	2.70	3.00	2.65	1.55	2.05	1.47	0.80	2.00
	T-P (mg/L)	-	0.08	0.15	0.07	0.10	0.09	0.11	0.07	0.08

資料)河川水質検査結果(毛呂山町)

参考資料 生活環境の保全に関する環境基準(河川) (令和4年4月1日～)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
該当 水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料)埼玉県「令和6年度公共用水域(河川及び湖沼)の水質測定結果について(資料4)」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/r06koukyouyousuiikikekka.html>

参考資料 生活環境の保全に関する環境基準(河川) (～令和4年3月31日)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN /100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN /100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN /100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考 基準値は、日間平均値とする。						

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料)埼玉県「令和 3 年度公共用水域(河川及び湖沼)の水質測定結果について(資料 4)」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/r03koukyouyousuiikikekka.html>